

2026年7月6日

各位

破産管財人からのお知らせ

破産者 株式会社全東信

破産管財人 弁護士 印 藤 弘 二

株式会社全東信（以下「当社」といいます。）は、本日、大阪地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、2026年7月6日午後0時（正午）、同裁判所から破産手続開始決定（令和8年（フ）第3500号事件）を受け、当職が破産管財人に選任されました。

破産手続の開始により当社は事業を停止し、今後当社の財産はすべて当職が管理いたします。

つきましては、あわせて特に重要と考えられる以下の事項をお知らせしますので、ご承知くださるようお願いいたします。

1 加盟店の皆様へ

（1）クレジット端末機の使用等について

破産手続開始により、加盟店と当社との間のクレジットカード決済代行及びこれに付帯する一切のサービス（以下「本件サービス」といいます。）は中止いたします。

したがって、当社のクレジット端末機は今後一切使用することができません。

仮にクレジット端末機が作動することがあっても、本件サービスをご利用いただくことは一切できませんので、くれぐれもご注意ください。

（2）クレジット売上金の取扱いについて

破産手続開始までの間にご利用いただいた本件サービスに係るクレジット売上金のうち、破産手続開始までに当社からの立替支払を受け取られていない売上金（以下「未収売上金」といいます。）は、法律上、破産手続における破産債権として取り扱われ、従前当社がお約束していた期限に弁済することはできません。

未収売上金に対する破産手続上の配当（通常の場合、割合的な弁済です）が見込める可能性が生じた段階で、改めて破産債権届その他必要な手続をご案内いたします。

（3）今後のクレジットカード加盟店契約について

当社の破産手続開始とそれに伴う本件サービスの中止により、今後、加盟店がクレジットカードの利用を再開されるには、改めてカード会社と加盟店契約を締結されることが必要となると予想されます。

お手数ですが、その必要に応じ自ら手続をされるようお願いいたします。

2 皆様（加盟店・債権者・債務者・財産所持者その他利害関係のある一切の方々）へ

（1）お問い合わせ先について

破産手続に関するお問い合わせは、下記破産管財人室までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

破産者 株式会社全東信 破産管財人室

住 所：〒542-0082 大阪府中央区島之内1丁目14番14号 全東信本社ビル

電 話：06-4704-4681

F A X：06-4704-4675

受付時間：10:00～17:00（土日祝日を除く）

（2）お問い合わせにつきご留意願うこと

当社の事業停止・破産手続開始に伴う従業員の解雇・退職等により、破産管財人室の運営体制は限定されたものとなっておりますため、電話が繋がりにくい場合がありますことを予めご了承ください。

なお、電話が繋がりにくいなどの事情があるときは、必要に応じF A Xかお手紙をお送りください。ただし、その場合でも運営体制に関する上記事情のため、適時のお返事ができないことがあります。

（3）ホームページ上での告知について

今後も必要な情報があるときは、随時、このホームページ上でお知らせいたします。必要に応じて閲覧下さい。

以 上